

I 鉾田市総合計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

鉾田市は、平成19年3月に、「鉾田市総合計画」を策定し、将来像を『「いのち」と「暮らし」の先進都市』と定め、地域の多彩な魅力にさらに磨きをかけながら、「こころの豊かさ」と「環境共生」を目指すとともに、農をはぐくみ、人をはぐくみ、そして健康をはぐくんできた“はぐくむ力”を原動力に、自然との共生と歴史・文化という地域の“宝物”を大切にしながら、「自然を尊び、農を誇り、喜びを生みだす 21世紀のまち」を目指してきました。

この間、各種補助金や合併特例債など有利な財源を活用し、鉾田学校給食センターの整備、鉾田北中学校の改築、鉾田北小学校の整備等、教育環境の充実、道路、公共下水道等の生活環境の充実、農産物のブランド化等の基幹産業の振興、さらには、各種子育て支援の充実等に取り組んできました。

また、合併特例期間終了後の大幅な地方交付税の縮減を見据え、持続可能な行政運営に資するために、定員適正化計画に基づき職員定数の削減を図るとともに、鉾田学校給食センターの調理業務の民間委託などアウトソーシングを進め、徹底した義務的経費の縮減を図ることにより、公共施設整備基金をはじめとした各基金を積み立てることで、財政健全化に努めてきました。

しかしながら、東日本大震災の発生、経済構造や人口構造の変化、技術革新、価値観の変化など市民を取り巻く社会環境は複雑化しており、市民のニーズはますます多様化するとともに、地方分権改革の進展により地方の自由度と責任は拡大し、高度成長期に整備した公共施設などの老朽化や本格的な人口減少時代に伴う少子化及び超高齢化社会の到来等による、まちづくりを推進する上での新たな課題も多岐に渡っています。

これからのまちづくりを推進していくためには、地方自治体を取り巻く環境を踏まえ、時代の潮流を的確に捉えた長期的なビジョンである基本構想を掲げるとともに、その実現に向けて限られた資源（人、モノ、財源）を有効に活用し、市民と行政による協働のまちづくりへの取り組みを、今まで以上に推進していく必要があります。

そのため、現行の鉾田市総合計画（平成19年度～平成28年度）の成果を検証し、その検証結果を踏まえ、本市の現状と課題を明らかにすることで、基本構想の将来像に定めている『「いのち」と「暮らし」の先進都市』の実現を目指し、第2次鉾田市総合計画を策定するものです。

2 総合計画策定の基本的な考え方

(1) 総合計画の策定指針

本計画は、銚田市（以下「本市」）の将来像やその実現のための基本目標等を明らかにするものであり、次の4つの指針（役割）を担います。

指針 1

市民とともに進めるまちづくりの指針

まちづくりは、行政が独自に計画し推進するものではなく、市民との対話・協調の場を通し、市民と協働で進めることが重要となります。

そのために長期計画は、市民と本市がともにまちづくりを進めていく指針としての役割を担うものです。

指針 2

安全・安心なまちづくりの指針

平成23年の東日本大震災以降、自然災害が多発し、茨城県内においても関東・東北豪雨の被害があり、平成28年の熊本地震では改めて防災減災の重要性が認識されました。

そのために長期計画は、東日本大震災の教訓を踏まえ、各種の自然災害から市民の生命と財産を守り、安全で安心なまちとして発展していくための指針としての役割を担うものです。

指針 3

持続可能な行財政運営を行うまちづくりの指針

地方分権改革の推進により、地方自治体には、自己決定・自己責任という行政システムの構築が求められており、地方創生の時流においては、より強い責任と緊張感を有した行財政運営が求められています。

そのために長期計画は、市政運営におけるより一層の行財政の効率化等、地方分権に対応し、総合的で計画的な行財政運営のための指針としての役割を担うものです。

指針 4

他の行政機関等との相互調整の指針

国・県等の諸計画に示された現状認識及び施策の方向を的確に捉えるとともに、本市の各種計画との整合を図り、実現性のある計画を目指し、国及び県が策定する計画との相互調整の指針としての役割を担うものです。

また、本市単独での解決が難しい行政課題に対して、近隣自治体等との広域連携の重要性を鑑み、広域連携についてもその役割に含めるものとします。

(2) 総合計画の法的根拠と考え方

総合計画をめぐる法制度の変更に伴う経緯及び本市の考え方は次のとおりとなります。

① 法的根拠の変更

総合計画については、平成23年地方自治法改正に伴い、策定「義務」から「任意」の計画に変更されたことに伴い、市町村が独自判断により策定を行うものです。

これにより、法制度の枠組みがない中で、改めて総合計画の位置づけとその内容を見直し、自らの責任と判断の基に、必要かつ有効な総合計画の策定とその運用の仕組みを確立し、これを市民にわかりやすく示すことが求められています。

② 本市における総合計画の考え方

上記①のとおり、策定の法的根拠はなくなりましたが、本市としては、次の点を考慮し、引き続き総合計画を策定するものとします。

役割 1

まちづくりの基本方針を示した計画

総合計画は、長期的な期間を念頭に、本市のまちづくり構想を文書（基本構想）としてビジュアル化するものです。

役割 2

自治体の行政計画における最上位計画

総合計画は自治体が策定・運用するすべての行政計画の最上位計画として位置づけられることから、下位の計画の策定・運用にあたっては、総合計画による政策方針のとりまとめが求められます。

以上のことから、本市は「鉾田市総合計画」（以下「前計画」）に引き続き、「鉾田市基本構想」（以下「本構想」）及び「基本計画」を策定し、計画名称を「第2次鉾田市総合計画」（以下「本計画」）とします。

③ 総合計画とその他の計画との関係

本計画は、本市が所管する行政計画の最上位に位置づけられるものであり、すべての下位計画は本計画に示された方向性及び施策に基づくものとなります。

(3) 総合計画の計画期間と位置づけ

総合計画は、次の3種の計画から構成されており、それぞれの内容及び本市における計画期間は次のとおりとなります。

1. 基本構想（平成29年度～平成38年度）

計画内容 基本構想は、まちづくりの基本的な考え方である将来像を実現するための目標及び重点施策を示します。

計画期間 基本計画を前後期5年間とすることから、計画期間は10年間とします。

2. 基本計画（前期：平成29年度～平成33年度 後期：平成34年度～平成38年度）

計画内容 基本計画は、基本構想で示した将来像を実現するための目標及び重点施策の具体的な施策、主な事業、目標指数等を体系的に示します。

計画期間 事業進捗・評価が可能な中期的な計画として、5年間とします。

3. 実施計画（前期：平成29年度～平成33年度 後期：平成34年度～平成38年度）

計画内容 実施計画は、基本計画で示した施策を実現するため市政を運営するにあたっての財政等を加味した具体的な事業実施計画となります。

計画期間 基本計画と同様に5年とし、急激な社会情勢の変化と事業の進捗を勘案しながら、毎年度計画内容を見直すローリング方式とします。

■ 総合計画の計画期間



